

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 都道の区域変更……………
- ………(建設局道路管理部路政課)……………
- 警備員等の検定の実施(二件)……………
- ………四
- 警備員指導教育責任者講習の実施(二件)……………
- ………六
- 機械警備業務管理者講習の実施……………
- ………九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………
- 採石業務管理者試験の実施……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

告示

● 東京都告示第千四百二十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき昭島市福島町矢崎地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の住所及び氏名
 - 昭島市福島町二丁目四番五号 清水 一弘
 - 昭島市玉川町二丁目四番十号 浅見 正男
 - 昭島市福島町二丁目二十番三十号 岩崎 守利
 - 昭島市中神町二丁目五番一号 篠 春雄
 - 昭島市福島町二丁目二番三十号 新藤 克明
 - 武蔵野市吉祥寺本町三丁目二十番十三号 Irenai O-1 新藤 孝敏
 - 昭島市玉川町五丁目三番二号 西川 芳雄
 - 昭島市中神町二丁目一番六号 西野 精一
 - 昭島市玉川町三丁目六番八号 野口 操
 - 昭島市福島町一丁目十六番十二号 薬袋 定一
- 二 土地区画整理事業の名称
 - 昭島市福島町矢崎地区土地区画整理事業
- 三 事務所の所在地
 - 昭島市玉川町五丁目八番五-10五号
- 四 施行認可の年月日
 - 平成二十六年八月七日
- 五 変更認可の年月日
 - 平成二十八年八月十九日

● 東京都告示第千四百二十五号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき大泉学園駅北口地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のよう告示する。

平成二十八年八月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
 - 大泉学園駅北口地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
 - 平成二十四年二月二日から平成二十八年三月三十一日まで
- 三 施行地区
 - 練馬区東大泉一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
 - 練馬区東大泉一丁目三十二番二号
- 五 変更の内容
 - 平成二十四年二月二日
- 六 事業施行期間を平成二十八年十二月三十一日まで延長する。
 - 事業計画の変更の認可の年月日
 - 平成二十八年八月十九日

● 東京都告示第千四百二十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしな

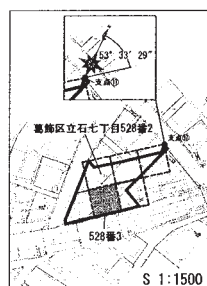
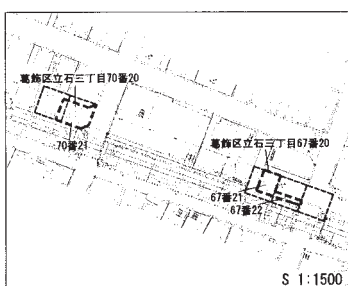
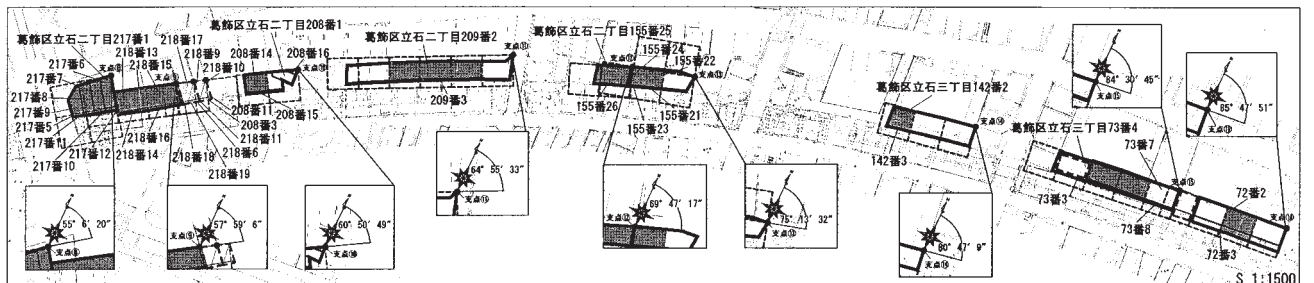
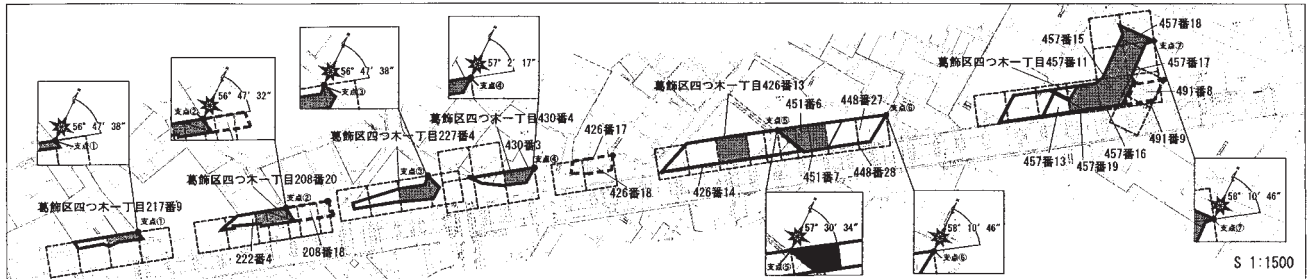
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区四つ木一丁目、同区立石二丁目、同区立石三丁目及び同区立石七丁目内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域 (この告示で指定する区域)
- 単位区画線
- 境界線
- 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第1209号で指定された区域)

(支点)	X座標	Y座標
支点①	-29901.794	650.965
支点②	-29870.074	687.716
支点③	-29837.452	721.437
支点④	-29817.165	749.144
支点⑤	-29785.947	809.138
支点⑥	-29742.828	836.906
支点⑦	-29676.896	897.766
支点⑧	-29608.344	990.759
支点⑨	-29599.553	1009.941
支点⑩	-29575.167	1041.129
支点⑪	-29534.825	1097.701
支点⑫	-29517.683	1132.948
支点⑬	-29509.693	1152.173
支点⑭	-29475.842	1237.254
支点⑮	-29458.577	1304.154
支点⑯	-29450.929	1330.552
支点⑰	-29254.417	1806.765

(格子の回転角度)

支点①	56° 47' 38"	支点⑭	60° 50' 49"
支点②	56° 47' 32"	支点⑮	64° 55' 33"
支点③	56° 47' 38"	支点⑯	69° 47' 17"
支点④	57° 2' 17"	支点⑰	75° 13' 32"
支点⑤	57° 30' 34"	支点⑱	80° 47' 9"
支点⑥	58° 10' 46"	支点⑲	84° 30' 45"
支点⑦	58° 10' 46"	支点⑳	85° 47' 51"
支点⑧	55° 6' 20"	支点㉑	53° 33' 29"
支点⑨	57° 59' 6"		

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して1.0m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

※本座標は、測量法(昭和42年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第千四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年八月十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 大島循環

二 変更の区間 大島町差木地字下フギ三十九番一地内から同町野増字間伏ナホヲ五百八十六番三

地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

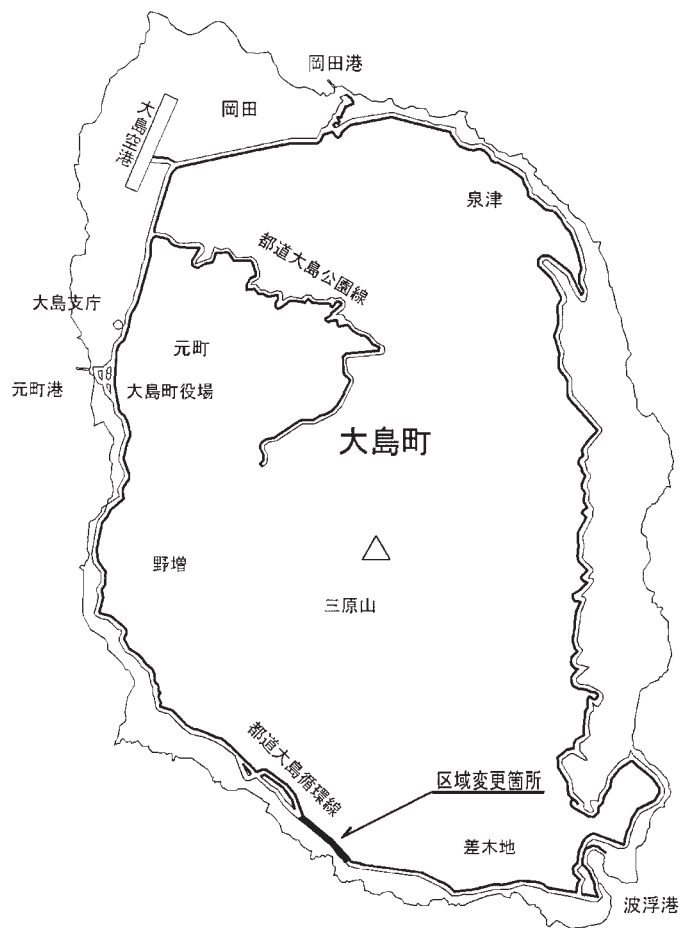
別 図

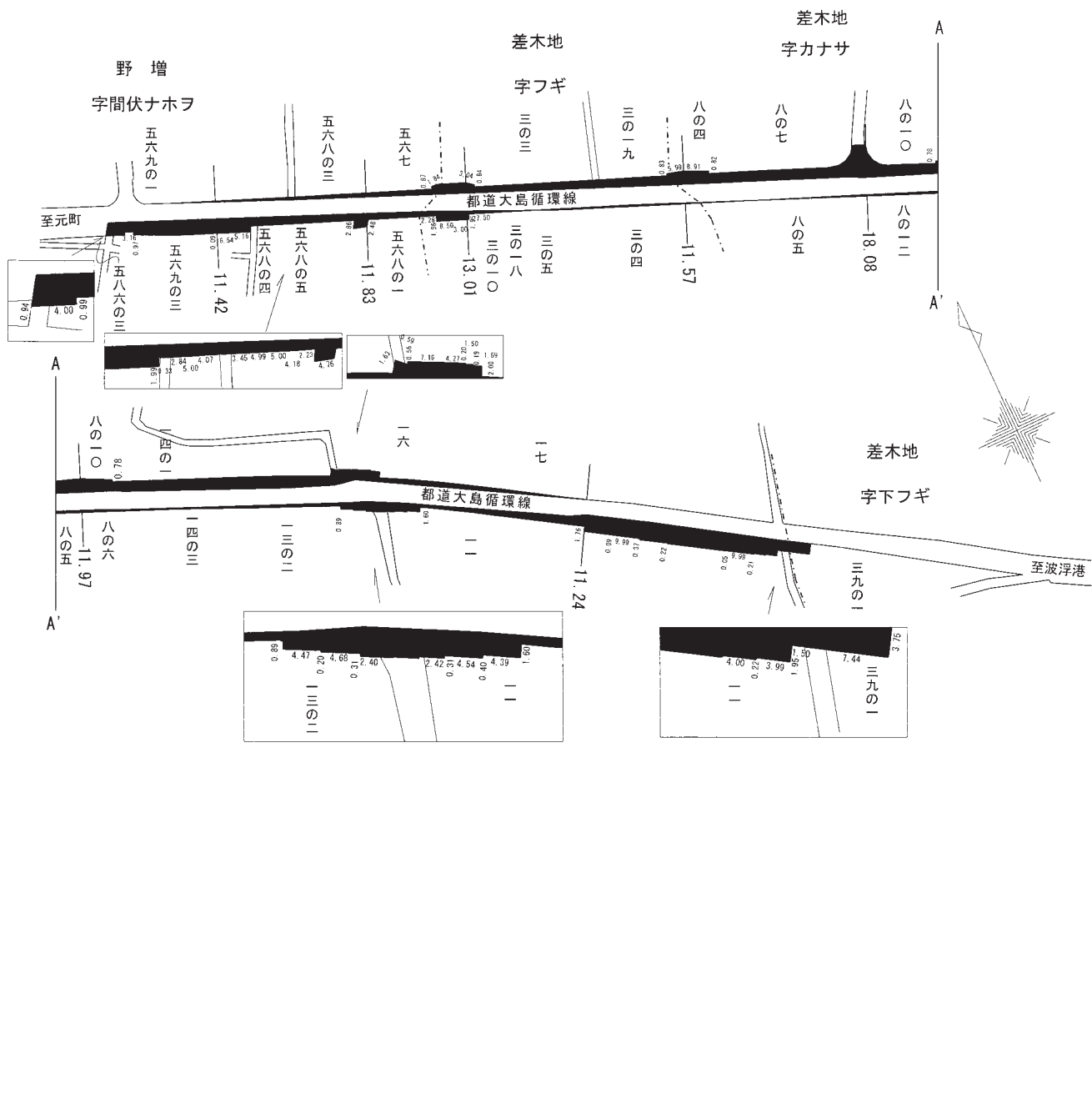
都道大島循環線区域変更略図

大島町差木地字下フギノ野増字間伏ナホヲ



延長 五六六・二二メートル
面積 二、五三九・〇六平方メートル





告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第275号

警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月19日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

平成28年11月19日 (土曜日)

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成28年12月10日 (土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第2号の警備業務 (施設警備業務に係るものをいう。) に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

60名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

<p>なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成28年10月13日 (木曜日) 及び同月14日 (金曜日) の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 平成28年10月19日 (水曜日) から同月21日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p>	<p>(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第276号 警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。 平成28年8月19日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 平成28年11月19日 (土曜日) 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 平成28年12月10日 (土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p>	<p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第5号の警備業務 (核燃料物質等危険物運搬警備業務に係るものをいう。) に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成28年10月11日 (火曜日) 及び同月12日 (水曜日) の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 平成28年10月19日 (水曜日) から同月21日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p>
--	---	--

<p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16000円</p> <p>7 問合せ先</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第27号</p> <p>警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年</p>	<p>国家公安委員会規則第2号) 第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年8月19日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成28年11月2日 (水曜日) から同月11日 (金曜日) までの7日間 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務 (事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 150名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (1号警備業務に係るものに</p>	<p>限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。) に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。) に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成28年10月4日 (火曜日) 及び同月5日 (水曜日) の2日間</p>
---	---	---

<p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成28年10月12日(水曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ウ) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該</p>	<p>事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前記6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ウ) 前記6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p>	<p>(イ) 前記6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前記6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 平成28年10月19日(水曜日)及び同月20日(木曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第278号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年8月19日</p>
---	--	---

<p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成28年10月25日 (火曜日) から同月27日 (木曜日) までの3日間 午前9時から午後5時まで 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務 (人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 60名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証 (以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。) 又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。) の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p>	<p>(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定 (2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による陸上前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。) に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p>	<p>(1) 受講申出の受付期日 平成28年9月26日 (月曜日) 及び同月27日 (火曜日) の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち40名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>エ 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成28年10月3日 (月曜日) までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書</p>
---	---	--

<p>面 (以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p>	<p>エ 前記6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記6の(3)のイに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前記6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前記6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 平成28年10月11日 (火曜日) 及び同月12日 (水曜日) の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 14,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第279号 警備業法 (昭和47年法律第117号) 第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習</p>	<p>等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号) 第13条において準用する同規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年8月19日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成28年10月18日 (火曜日) から同月21日 (金曜日) までの4日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習予定人員 40名</p> <p>4 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成28年9月20日 (火曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>5 申込手続 (1) 受付期間</p>
---	--	--

<p>電話受付予約終了後から平成28年9月26日（月曜日）までの間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 機械警備業務管理者講習受講申込書 1通</p> <p>6 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 平成28年9月29日（木曜日）及び同月30日（金曜日）の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 38,000円</p> <p>7 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年八月十九日 東京都知事 小池 百合子</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ボランティア活動推進国際協議会 日本</p> <p>三 代表者の氏名 伊藤 章</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町二丁目十七番五号 ローレル永田町一―二号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、ボランティアに関する会議やシンポジウム、ボランティア活動推進キャンペーン、国際交流等の事業を行い、様々な個人・団体間の相互理解と協調の促進を通し、生命の尊厳が守られ共生した社会を実現していくことに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>	<p>特定非営利活動法人スタジオアイエル東京</p> <p>三 代表者の氏名 春田 文夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区本駒込三丁目十五番十号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、自立生活センターとして障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与する活動を行うことを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東村山手をつなぐ親の会</p> <p>三 代表者の氏名 千葉 光男</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都東村山市久米川町三丁目十二番地七</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、知的障がい者・児と発達障がい者・児及びその家族が、社会人として幸せな生活ができるように支援することを主眼とした事業を行い、総合的な福祉の向上に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>
<p>特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>	<p>一 申請のあった年月日</p>
<p>公 告</p>		

<p>平成二十八年六月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地球倶楽部ネットワーク二千</p> <p>三 代表者の氏名 野村 信吾</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田神保町一丁目六番一号 タキイ東京ビル八F iCO2Lab内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地球全体に対して、飢餓救済及び環境保護として高齢者及び障害者の自立支援活動さらに二十一世紀のリーダーたちを育てるための事業を行い、地球に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ポコポコ・ホッピング</p> <p>三 代表者の氏名 坂根 むつ子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都調布市西つづじヶ丘四丁目二十三番地 神代団地三十三号棟一〇三号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、心身に障害を持つ人々に対し、地域の中で心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域</p>	<p>において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>採石業務管理者試験の実施について</p> <p>採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。</p> <p>平成二十八年八月十九日</p> <p>一 試験日時 平成二十八年十月十四日(金曜日) 午前十時から正午まで</p> <p>二 試験会場 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎十六階特別会議室S6</p> <p>三 受験資格 特になし</p> <p>四 試験方法及び試験科目</p> <p>(一) 試験方法 筆記試験により行う。</p> <p>(二) 試験科目 ア 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)</p> <p>イ 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)</p>	<p>五 受験手続</p> <p>(一) 受験案内書の配布 ア 配布期間 平成二十八年九月十二日(月曜日)から同年十月十二日(水曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>イ 配布場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び各支庁</p> <p>(二) 受験願書の受付期間及び受付時間 ア 受付期間 平成二十八年九月二十九日(木曜日)から同年十月十二日(水曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。</p> <p>イ 受付時間 午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。</p> <p>(三) 受験願書の受付場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)及び各支庁</p> <p>(四) 提出書類 ア 受験願書(東京都で指定した様式)</p> <p>イ 受験票(東京都で指定した様式)</p> <p>ウ 写真(縦八センチメートル、横六センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無背景のもの)</p> <p>ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布す</p>
---	--	--

る。

(五) 受験手数料

八千円

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

電話〇三(五三二〇)四六七〇

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

